

遺族ら2審も敗訴

東京大空襲 高裁、賠償請求棄却

東京大空襲の被害者・遺族ら計113人が、戦後の救済措置を怠ったなどとして国に総額12億4300万円の賠償などを求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁（鈴木健太裁判長）は25日、原告側敗訴とした1審判決（09年12月）を支持し、控訴を棄却した。原告側は上告する方針。

原告側は、国が51年のサンフランシスコ平和条約締結にあたって米国への賠償請求権を放棄したのは国民の保護義務違反と主張していた。高裁は「戦争状態を最終的に終らせ、平和条約の目的を達成するためにはやむを得なかった。救済措置を講ずるか否かは立法府の裁量的判断に委ねられる」と退けた。

東京大空襲

1945年3月10日未明、東京の深川、本所、浅草など下町地域を襲った無差別爆撃。米軍機約300機が焼夷（しょうい）弾約33万発を投下した。被害地域は約30平方キロに及び、約27万戸を焼失させた。死者は約10万人、負傷者は約40万人に上った。

また原告側は、旧軍人軍属や広島・長崎の被爆者、沖縄戦被害者が補償を受けているのに、空襲被害者に救済がないのは憲法の「法の下の平等」に反する差別と訴えた。高裁は「不公平感を感じることは心情的には理解ができる」としつつ「援護を受けていない戦争被害者の被害の原因、態様、程度はさまざまで、合理的な理由なく差別されている」ということは困難」と述べた。

第二次大戦での空襲被害を巡っては大阪大空襲の集団訴訟で大阪地裁が昨年12月、同様に原告側の請求を棄却している。【鈴木一生】

「逃げの判決」

原告ら怒り

「逃げの判決。新たな判断を示さなかった。再び請求を退けられた原告と弁護団は東京・鶴が関の司法記者クラブで記者会見し、怒りをあらわにした。「お父ちゃんごめんね。何も前に進まなかった」。法廷で傍聴した原告の一人、渡辺絃子さん（79）は東京都大田区IIは空襲で死亡した父親の遺影をリュックサックから取り出し、つぶやいた。

空襲の夜、当時12歳だった渡辺さんは本所区（現墨田区）の自宅から午後4カ月の弟を背負って母親と避難したが、父親は防火活動で残った。「お母ちゃんから離れるな」が最後の言葉だった。母に手を引かれるまま逃げまどいた。翌朝焼け落ちた自宅付近に父親の姿はなく、遺体も見つからなかった。05年に訴訟参加する

際、父の戸籍謄本を取り寄せると死亡した場所が記載されていた。焼けした自宅にほど近いお寺だった。「どんなに熱かっただろうか。そう思うと涙が止まらなかった。」

母親を09年に亡くした渡辺さんは「国は謝ってほしい。私らが声を上げていかないと空襲のあったことまで忘れられてしまう」。今後とも闘い続けるつもりだ。【鈴木一生】